

紀の体

 和歌山市管工事業協同組合



熊野本宮大社(田辺市本宮町)

URL <http://www.w-kankoji.com>

E-mail: wakayama@w-kankoji.com

熊野本宮大社(田辺市本宮町)

かつては「熊野坐神社」と呼ばれた神社で、熊野川の中州(大斎原)に古代の創祀以来鎮座したが、1889(明治22)年水害に罹災した後、流失を免れた主要社殿三棟を1891年に現在地に移築し、再建したものである。

— 目次 —

商法改正について	1
役員会報告	3
独占禁止法改正のポイント	4
おじゃマンの儲かりまっか!	5
組合の動き	7
青年部の動き	9
編集後記	11



商法改正について

紀の州コンサルティング

中小企業診断士 濱田 智 司
社会保険労務士

激動する現代の社会・経済に即応できるよう、商法が大きく改正され、新しい“会社法”として、この5月にも施行される見通しです。会社組織についての大きな改正ですので、私たちも「知らない」では済まされません。今回から4回にわたり、商法の改正（新会社法の内容）について、わかりやすくご説明していきたいと思えます。なお、誌面の都合上、私たちに関係のある改正内容を中心に、重点的に紙面を割いて、ご説明させていただきます。

「新会社法」施行で何が変わるの？

大きなところでは、まず、有限会社という制度が廃止されて、株式会社一本化されるということがあげられます。しかし、これまでの有限会社が直ちに消滅してしまうということではありませんのでご安心ください。次に株式会社の組織について、取締役が一人でも可能になるとか、取締役会がなくても良いなど、かなり自由な選択ができるようになるということにも注目すべきでしょう。他には、株式会社設立のときには1000万円必要であった資本金の規制が撤廃されたことなども重要な変更点です。

有限会社制度が廃止される！？

今まで有限会社であった組合員のみなさまはご心配のことと思いますが、「すぐ何かをしないと会社がなくなってしまう!？」ということではありません。有限会社は経過措置として、新たに「特例有限会社」として存続することとなり、特段の手続きは必要ありません（ただ、新しく有限会社を設立することはできなくなります）。現在有限会社である私たちに、このような方法により、「特例有限会社として存続していく」という選択肢が第一に考えられます。また、別の選択肢としては、有限会社から株式会社に移行するという方法もあります。特に株式会社の中でも、株式譲渡制限会社^{※1}という形態を選択すると、通常の株式会社よりも簡易的に、これまでの有限会社制度に準じた手続きで存続することができます。なお、このように（特例）有限会社から株式会社への移行を選択する場合の手続きは、①定款で株式会社へと商号を変更、そして②（特例）有限会社の解散登記、および③新しい株式会社の設立登記を行います。

※1：全ての株式について、「当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない」などと定款に規定を設けて、株式の譲渡を制限している会社のこと。

以上のように、今まで有限会社であった会社は、これからは、主に選択肢その①「そのまま特例有限会社になる」か、選択肢その②「株式会社に移行して株式譲渡制限会社になる」かの、二つの選択肢がありますが、果たして、どちらが得なのでしょう？以下、各々の選択肢でのメリットとデメリットを書き出してみました。

💡 特例有限会社として存続すると

特例有限会社のメリットとしては、取締役などの任期に制限がありませんので、煩わしい手続きが株式会社より少ないことがあげられます。その他、決算公告の義務もありません。株式会社に移行する際の、名刺・看板・ハンコ・封筒などの変更コストも不要です。一方、デメリットとしては、時代に取り残されたイメージを感じさせたり（例えば、「今回の商法改正について、この会社は消極的な対応しかしていない」などのイメージ）、金融機関との取引における信用力の問題でマイナスとなるケースもありそうです。

💡 株式譲渡制限会社に移行すると

一方、株式譲渡制限会社のメリットとしては、通常の株式会社より、会社内の役員や組織を簡素化することが可能となります。例えば、取締役会の設置を行わず、取締役1名のみとすることも可能となるので、有限会社であった時と、ほぼ同様の簡易的な対応で済みそうです。また役員任期を最大10年間まで延長することもできます（通常の株式会社では、

取締役の任期が2年、監査役の任期が4年となっています）。その他、株式会社として有限会社にはなかった対外的な信用力の向上が期待できます。デメリットとしては、10年とはいえ、有限会社の時にはなかった役員任期制限があること、決算公告の義務化により、今後官報などで公告しなければならないという事態も生じる可能性があること、さらには名刺、看板や印鑑、封筒など、株式会社に移行する際必要な事務諸経費がかかること、などが考えられます。

💡 特例有限会社と株式譲渡制限会社ではどちらがお得？

実態としては、特例有限会社のほうが、現実的な出費も少なく得をするように思えます。しかし、会社の今後の成長を考えると、株式譲渡制限会社に移行することも、商法で新たに設定された“旨み”を活かせるという点で有利です。自らの会社の現状を見極めて、すぐに答えを出してしまわず、慎重に検討する必要があると思います。

今回は、株式譲渡制限会社に大幅に認められたメリットについて、ご説明します。



役員会報告

1月度 定例役員会

- 1. 開催日時 平成18年1月11日(水) 午後5時より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事12名、監事2名
- 1. 出席役員 理事10名、監事2名

議事の概要は次のとおり

第1号議案 組合親睦旅行の精算について

議長の命により事務局長から、別紙明細表により親睦旅行の精算について提案説明をする。審議の結果、原案どおり全員賛成にて可決。

第2号議案 CADの導入について

議長の命により事務局長より、組合員から給水申請図面の作成依頼が増加しており、この際、水道CADを導入したい旨、別紙見積書により提案。全員賛成にて可決。

報告議題

事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

- 1. 「現場工事写真の撮り方」講習会開催について
- 2. 建設業経理事務士の経審評価について
- 3. CAD講習会の開催について(中小企業人材確保推進事業)
- 4. 組合員の異動について

○任意脱退 金坂建設工業㈱ 代表取締役 坂口豊子

2月度 定例役員会

- 1. 開催日時 平成18年2月14日(火) 午後5時30分より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事12名、監事2名
- 1. 出席役員 理事10名、監事2名

議事の概要は次のとおり

第1号議案 組合創立60周年記念行事について

議長の命により事務局長から、1月30日開催の検討委員会の審議結果に基づき、50周年記念行事を盛大に実施したので、60周年は記念品の贈呈のみとしたい旨報告。全員賛成にて可決。尚、記念品の内容については検討委員会に一任することも合わせて可決。

報告議題

事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

- 1. 「安全衛生管理計画書作成研修会」の開催について(建設災害防止協会)
- 2. 雇用管理研修会開催について(雇用・能力開発機構)
- 3. 平成18、19年度入札参加資格審査における地方基準点数について
- 4. 全管連表彰者の推せんについて
- 5. 配水管工技能講習会開催について(社日本水道協会)
- 6. 市有地(旧里道敷、旧水路敷)の事務手数料の徴収について(和歌山市建設部)

報告議題終了後、平岡理事より青年部の創立10周年記念行事について、青年部の通常総会と兼ねて記念行事を行う事を報告、了承された。



独占禁止法改正のポイント

今回の独占禁止法改正は、平成17年4月27日公布され、平成18年1月4日施行されましたが、今回の改正の目的は、違反行為を抑止するとともに、違反行為に対する執行力を高める点にあり、措置体系の見直しが中心となっています。

主な改正のポイントは、①算定率の引上げを中心とする課徴金制度の見直し②課徴金減免制度の導入③犯則調査権限の導入④罰則規定の改正⑤審査・審判手続きの見直しなどがあります。

独占禁止法改正法の主要なポイント

資料：公正取引委員会

課徴金制度の見直し

・課徴金算定率の引き上げ

<table border="0"> <tr> <td>①製造業等 =</td> <td>大企業 6%</td> <td rowspan="2">)</td> <td rowspan="2">⇒</td> <td rowspan="2">)</td> <td>①製造業等 =</td> <td>大企業 10%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中小企業 3%</td> <td>中小企業 4%</td> </tr> <tr> <td>②小売業 =</td> <td>大企業 2%</td> <td rowspan="2">)</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">)</td> <td>②小売業 =</td> <td>大企業 3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中小企業 1%</td> <td>中小企業 1.2%</td> </tr> <tr> <td>③卸売業 =</td> <td>1%</td> <td rowspan="2">)</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">)</td> <td>③卸売業 =</td> <td>大企業 3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中小企業 1%</td> </tr> </table>	①製造業等 =	大企業 6%)	⇒)	①製造業等 =	大企業 10%		中小企業 3%	中小企業 4%	②小売業 =	大企業 2%))	②小売業 =	大企業 3%		中小企業 1%	中小企業 1.2%	③卸売業 =	1%))	③卸売業 =	大企業 3%			中小企業 1%	
①製造業等 =	大企業 6%)				⇒)	①製造業等 =	大企業 10%																						
	中小企業 3%		中小企業 4%																												
②小売業 =	大企業 2%))	②小売業 =	大企業 3%																									
	中小企業 1%				中小企業 1.2%																										
③卸売業 =	1%))	③卸売業 =	大企業 3%																									
					中小企業 1%																										

※中小企業の算定率は中小規模組合にも適用

- ・違反行為を早期に止めた場合、上記の算定率を2割軽減した率
- ・繰り返し違反行為を行った場合、上記の算定率を5割加算した率
- ・適用対象範囲の見直し（価格カルテルなど→価格・数量・シェア・取引先を制限するカルテル、私的独占、購入カルテル）
- ・罰金相当額の半分を課税金額から控除する調整措置を規定

課徴金減免制度の導入

・法定要件（違反事業者が自ら違反事実を申告など）に該当すれば、課徴金を減免

<table border="0"> <tr> <td>・立ち入り検査前の1番目の申請者</td> <td>= 課徴金を免除</td> <td rowspan="4">}</td> <td rowspan="4">対象事業者数 合計3社</td> </tr> <tr> <td>・立ち入り検査前の2番目の申請者</td> <td>= 課徴金を50%減額</td> </tr> <tr> <td>・立ち入り検査前の2番目の申請者</td> <td>= 課徴金を30%減額</td> </tr> <tr> <td>・立ち入り検査後の申請者</td> <td>= 課徴金を30%減額</td> </tr> </table>	・立ち入り検査前の1番目の申請者	= 課徴金を免除	}	対象事業者数 合計3社	・立ち入り検査前の2番目の申請者	= 課徴金を50%減額	・立ち入り検査前の2番目の申請者	= 課徴金を30%減額	・立ち入り検査後の申請者	= 課徴金を30%減額	
・立ち入り検査前の1番目の申請者	= 課徴金を免除	}			対象事業者数 合計3社						
・立ち入り検査前の2番目の申請者	= 課徴金を50%減額										
・立ち入り検査前の2番目の申請者	= 課徴金を30%減額										
・立ち入り検査後の申請者	= 課徴金を30%減額										

犯則調査権限の導入など

- ・刑事告発のために、犯則調査権限の導入
- ・中小企業等に不当な不利益を与える不公平な取引方法等の違反行為に対する確定排除措置命令違反罪にかかわる法人重料の導入、調査妨害等に対する罰則の引き上げ・両罰規定（法人に対する刑罰）

審判手続きなど見直し

- ・意見申述などの事前手続きを設けた上で排除措置命令および課徴金納付命令を行い、不服があれば審判を開始（勧告制度を廃止）
 - ・審判官審判に関する規定の整備
 - ・規定を定めるに当たっては、手続きの適正の確保が図られるように留意する旨の規定を創設
- ※附則において、施行後2年以内の見直し規定を設けている

会社訪問



おじゃマンの
儲かりまっか!
大交換



平岡ポンプ水道店
和歌山市平岡283

「こんにちは皆さん儲かりまっか!」

このコーナーは、おじゃマン1号が皆さんの会社におじゃまして「紀の水」で会社紹介をするコーナーです。今回は組合員の平岡ポンプ水道店におじゃましました。

おじゃマン：

「こんにちは平岡さん、いきなりですけど、景気はどうですか？儲かってまっか？」

平岡社長：

「まあ、悪くもなし、良くもなしやなあ、でも毎日仕事は有るんで何とかやってます。」

おじゃマン：

「売上げは上がってます？」

平岡社長：

「そやなあ、売上げはぼちぼち・・・横ばいやな。」

おじゃマン：

「平岡さんとは、本管工事が主ですか？」



平岡社長

平岡社長：

「うちは、やっぱりこの地域の田舎の水道屋やろ、水道引き込みとか本管もするし、住宅もするし、マンションなんかもあるし、浄化槽なんかもな・・・何でもするな。」

おじゃマン：

「やっぱり下請けよりも元請けのほうが多いですか？」

平岡社長：

「そやな、下請けもするけど地元の施主から直（直接）の仕事のほうが多いな。」

おじゃマン：

「そのほうが利益率も良くてうらやましいですね。公共事業なんかはだいぶやられています？」

平岡社長：

「そやな、まあ 年間にひとつぐらいは水道本管の仕事を取ってるのと、組合の



職場の花 浦さゆりさん

漏水対策の仕事もやってるしな。」

おじゃマン：

「今、従業員は何名くらいですか？」

平岡社長：

「今は事務員2人と現場は常用に来てくれてる人も含めて8人、全部で10人やな。」

おじゃマン：

「事務員さんは女性ですか？」

平岡社長：

「そやな、女性の事務員と母親と、家内工業みたいなもんやな。」

おじゃマン：

「これから人数を増やす予定は？」

平岡社長：

「現場の監理の人がほしいな、今は自分とあと一人やし、書類関係は殆ど自分でやってるんで・・・」

おじゃマン：

「平岡さんところの、特色、セールスポイントを教えてくださいませんか？」

平岡社長：

「う～ん・・・特色か？・・・さっきも言ったように田舎、地元密着型の水道屋ってとこかな、それと設備は充実してるしな、ユンボも6台そろえてるし、車も全部で17台、けっこう広い資材置場もこの周辺にもってるしな。会社の横にある山口の



山口簡易水道

平岡ポンプ水道店の隣にある簡易水道の設備です。地下水を汲み上げて塩素滅菌後、ポンプ圧送をしているとのこと、山口地域の約300世帯に水を供給しています。



塩ビパイプ処理機

平岡ポンプ水道店の資材置場内に設置している塩ビパイプをチップ状にする機械です。もともとは木材をチップにする機械を改造してとのこと、実際に動かしていただきました。「ゴゴゴ・・・」の機械音とともに見事に塩ビパイプが細かなチップとなって出てきました。

簡易水道の管理の仕事もしてるし、ってところかな。ひまやったら、田んぼ、畑の仕事もするし、ハハハ(笑)・・・」

おじゃマン：

「いろいろやってるんですね。以前に塩ビパイプを砕く機械を置いてるんで、処理に困ったら持ってきてと聞いたんですけど？」

平岡社長：

「そうよ、塩ビパイプを砕いて(チップにして)いろいろな物に利用してるんやけど、まだこれから利用方法を考えやなあかんけどな。」

おじゃマン：

「いっぺん観せてもらいませんか？」

平岡社長：

「ほな、こころぐるりと周りましょか。」

この後、4月の雨の降る中、平岡ポンプ水道店の広い敷地を案内してもらいました。

*この会社訪問新コーナーのおじゃま訪問を希望する会社を募集しています。会社自慢大歓迎!! 事務局までご連絡ください。

組合の動き

技能検定試験(建築配管)実技受験準備講習会開催 ~中小企業人材確保推進事業



講習会と配管練習模様

管工事業の柱である技能の検定試験(実技試験)への対策として、受験準備講習会を12月27日に組合で開催致しました。この講習会は人材確保推進事業の助成金で運営し、1級18名2級4名の受講者は検定試験と同じ材料を使用した、配管の実技講習です。

当日、濱本事務局長が講師になり、配管モデルにより接合やネジ切のチェックポイント、パイプ台の使い方等実技講習を受け、配布された配管材料を使い各人で実技の練習をしました。

講習会から試験までの間、事業部では新たに配管材料を購入した方達が各々集まって、配管の練習をしている姿も見られ、訪れた組合員さんの親切なアドバイスも受けながら一所懸命がんばっていました。配管練習の過程や成果は、普段の仕事内容が如実に表れ、現場で配管作

業をしている人は、鋼管のねじ切りは経験がなくても、配管の手順や納まりに違いが出るなど、「さすが職人さん」と賛辞の声があがっていました。

この技能検定試験は、1級と2級があり、学科試験・実技試験の合格者に「厚生労働省」から国家資格が与えられます。近年、建設業の経営審査の加点対象や、和歌山市の入札の一般仕様書に、工事の施工は技能士の作業指導のもとに行うよう明記される等、技能士の資格の必要性が高まっています。

私達の管工事業界には、技術と技能は不可欠です。若い方は勿論の事、いくつになっても資格取得への挑戦をして、自分の技術に国から「お墨付き」をもらい、これからの管工事業界を支える後進に技術を伝え育ててほしいものです。

建築設備CAD(パートⅡ)講習会開催 - 中小企業人材確保推進事業 -

去る2月13日から7日間、図面作成のパソコンCADの講習会を開催し、10名が受講しました。これは、業務のI・T化が進んでいる昨今、中小企業人材確保推進事業の助成金を受け、組合員各位

のI・T化に対応する人材の育成を目的としたものです。

この事業のCAD講習会は今回が最終で、過去三回開催し各々定員以上の申込者がある中、延べ31名が受講しました。

アンケート調査実施 ~ 中小企業人材確保推進事業関連調査 ~

先般、人材確保推進事業の次年度事業を検討する為に、組合員各位と所属従業員各位を対象に「業界イメージ調査」と「労働力需給及び雇用管理状況調査」を実施致しました。

この調査結果は、集計分析した報告書

を、皆様のお手元に送付致しました。ご多忙の中、多数の方々にご協力いただきまして、有難うございました。今年度の人材確保事業の展開に役立てて行きますので、今後共皆様方のご協力をお願い致します。

管工事現場写真の撮り方講習会 - 中小企業人材確保推進事業 -



講習会の模様

去る1月18日(水)に、西日本建設保証様のご協力で「管工事現場写真の撮り方講習会」を和歌山ビッグ愛で開催し、組合員60名が受講しました。この講習会は、中小企業人材確保推進事業の一環として、受講料は(独)雇用・能力開発機構の助成金を活用して行われました。

管工事は、完成するまでに数多くの異なる建設資材を使用し、工種ごとにそれらを組み合わせながら工事を進めて行く為、完成後にはほとんどの部分が隠れて見ることができません。特に管布設工事は、主として地下に埋設される為、工事完了後は、地上からはまったく視認できない状態となり、完了までの工事写真の重要性が求められます。せっかく良い仕事をして、工事写真の撮り方次第では、正当な評価はしてもらえません。工事写真の撮り方によって、工事の出来映えを左右してしまいます。当組合では、これらの要請にこたえて、この講習会を開催致しました。

青年部の動き

全管連青年部協議会 2nd/2005-6 全国部会長サミット

～全国の各単組青年部長とのディスカッション～



今年2月25日(土)東京 靖国神社近くのホテルグランドパレスにおいて第2回全国部会長サミット(全管連青年部協議会主催)が開催され、和歌山市青年部からは、平岡会長(平岡ポンプ水道店)、中井副会長兼全管連青年部総務副会長(株三田設備工業)が出席し、全国からの26の青年部(総勢53名)により、テーマ1として“ブロック制単位での活動”テーマ2として“これからの10年を考える”テーマ3として“各青年部からの要望・フリーディスカッション”について議事進行がなされました。部会長サミットの設立に関して中井副会長が担当・貢献したこともありテーマ1として“近畿ブロック制”について平岡会長が代表として発表されました。又、テーマ

3においては災害時における青年部の協力・活動費用の問題・ネット事業の活用など有意義な意見交換がされました。

終了後は質素な懇親会でしたが各地方の部会長の気さくな会でもあり“北の水道VS南の水道”の話で盛り上がりました。

「うちの本管ら、かぶり60cmやで」
「露出配管もええわな」

— 和歌山・徳島

そこへ秋田・北海道の連中が乱入
「それは手抜き工事ですよ。私とこはメーターの深さでも70cmありますよ。本管は最低1.2mですよ！」
「どうやってメーター替えるん？」

— 香川

「足持ってもらって頭突っ込んで」

— 北海道

“処”変われば“水”変わる

されど皆“どろんこ青年部”

青年部創立10周年を迎える

組合の青年部は、将来の管工事業界をになう後継者の育成と会員相互の連携を深めることを目的として、平成7年12月に会員85名(80社)で創立され、今年で10年目を迎えることが出来ました。これまでの10年間を通して私達青年部は、親組合協力活動(水道週間・給水装置配管技能者講習会)、ボランティア活動(紀ノ川一斉清掃)、全管連青年部協議会参加活動(総会・理事会・エコ倶楽部探検隊)、技術講習会活動(職長教育・地山の掘削・土止め支保工・パソコン)、広報出版活動(青年部だより発刊・ホームページ)組合員親睦活動(バーベキュー大会・ボーリング大会・紀州おどり参加)などの、数々の活動を会員をはじめ組合員各位のご支援・ご協力のもとに、実施致しました。

この度、第11回青年部通常総会とあわせて青年部創立10周年記念行事を平成18年6月24日(土)に、アパローム紀の国で開催致します。開催につきまして、青年部会員の皆様方にはご協力・ご参加の程よろしくお願い申し上げます。

現在の青年部は、卒会者・若年者の減少などにより会員数が少なくなっています。これからの青年部活動の事業を充実させていく為にも、1人でも多くのご入会を切望しています。青年部に入会されていない組合員には、青年部役員から入会の呼び掛けをしていきたいと思っておりますので、これからの管工事業界の発展の為に力を貸していただきたくお願い申し上げます。

編	集	後	記
---	---	---	---

平成17年6月29日、第162回国会で「新会社法」が成立しました。これまで会社に関する規定は「商法」「商法特例法」など、様々な法律に分散しており、一つの法律にまとまっていませんでした。「新会社法」は会社に関する法律を一本にまとめて条文を再構成するとともに、体系的に分かりやすい法律になっています。「新会社法」について、本号より4回に渡って人材確保推進事業で、大変お世話になっています、紀の州コンサルティング代表の濱田智司先生に執筆をお願い致しました。又、平成18年1月4日施行されました、改正独占禁止法についても、改正のポイントを掲載させて頂きました。いずれも企業を営む我々にとって重要な法律ですので、参考にして頂けたらと思います。

毎年この時期になりますと、土木施工管理技術検定試験、管工事施工管理技術検定試験をはじめとして、各種の資格試験が続きます。水道法の改正により我が業界も規制緩和がなされ、一方昨年通常国会で成立しました、「公共工事の品質確保に関する法律」によ

り技術（資格）の必要性が高まって来ております。青年部のみなさんを中心に、受験の機運がもりあがって来ているのは好ましい状況です。

平成18年5月1日より建設業許可に必要な「経営事項審査」が改正され、平成12年6月1日付で和歌山市水道局と当組合との間で締結されておりました、「災害発生時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定」が加算の対象になりました。これを機に改めてより一層の協力を誓いたいものです。

昭和21年4月に当組合が創立され、今年、創立60周年の節目の年になります。諸先輩が築いた歴史を鏡に、組合設立の原点である「相互扶助の精神」に基づき、さらに発展していかなければなりません。

今年、花見の時期が過ぎても、いっこうに温かくなりません。景気は少し良くなったのでは、と感じられるようになりましたが、組合員の皆様には健康に充分ご留意頂きたいと思います。

編集委員一同

■ 組合だより 紀の水

●発行  和歌山市管工事業協同組合

理事長 山本昌彦

●編集 編集委員会

〒640-8251 和歌山市南中間町12

TEL (073) 436-6801

FAX (073) 436-6804

URL <http://www.w-kankoji.com>

E-mail: wakayama@w-kankoji.com